

避難勧告等の判断・伝達マニュアル

平成22年 3月

福 崎 町

避難勧告等の判断・伝達マニュアル目次

第Ⅰ編 水 害

1. 対象とする災害及び警戒すべき区間・箇所・・・・・・・・・・ 1
2. 避難すべき区域・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
表 1) 避難すべき区域
3. 避難勧告等の発令の判断基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
表 2) 判断基準
表 3) 区間ごとの発令対象地域
4. 避難勧告等の伝達方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
伝達先チェックリスト・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
(参 考)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
表 4) 避難勧告等の標準的な意味合い
5. 避難勧告等の伝達内容の例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
表 5) 避難勧告等の標準的な意味合い

第Ⅱ編 土砂災害

1. 対象とする災害及び警戒すべき箇所・・・・・・・・・・・・・・ 17
2. 避難すべき区域・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
表 6) 避難すべき区域
3. 避難勧告等の発令の判断基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20
表 7) 避難勧告等の発令判断基準
4. 避難勧告等の伝達方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20
5. 避難勧告等の伝達内容の例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20

第I編 水 害

水害とは、水によっておこされる災害のことで、堤防を有さない河川等では、水位上昇に伴い河川水があふれ、徐々に浸水域、浸水深が増加する現象及び、堤防を有する河川で破堤した場合、相当量の氾濫水が流れ出すので、浸水深や浸水域も一気に増加する現象を「外水氾濫」という。

降雨量に対して小河川や下水道等の処理能力が追いつかない場合に発生する現象を「内水氾濫」という。

1. 対象とする災害及び警戒すべき区間・箇所

■市川破堤・越水氾濫

1) 警戒すべき区間

- ・市川上流右岸山崎地区から新町地区・馬田地区・駅前地区・西治地区・高橋地区まで
- ・市川上流左岸井ノ口地区から西野地区・吉田地区・八反田地区・長目地区まで

2) 市川の特性

- ・市川に設置している県量水標（有線テレメーター）における避難判断水位（5.2m）は伝達及び避難時間を想定し、既往洪水における最大水位上昇量より算出している。
- ・市川上流に1日総雨量が210mmを超えると下流水位が危険水位を上回るおそれがある。

3) 特に注意を要する区間

●危険箇所

- ・市川左岸の神崎橋上下流200m
- ・市川右岸の神崎橋下流100m
- ・市川右岸の月見橋下流200m
- ・市川右岸の西谷側合流点より下流300m

●重要水防箇所

- ・市川左岸の姫路市香寺町境から上流市川町境までの3,500m
- ・市川右岸の姫路市香寺町境から上流市川町境までの5,000m

■七種川破堤・越水氾濫

1) 警戒すべき区間

- ・七種川上流左岸福田地区から駅前地区・馬田地区・新町地区・西治地区まで
- ・七種川上流右岸出屋敷地区から新町地区・西治地区まで

2) 七種川の特徴

- ・七種川に設置している町量水標におけるはん濫注意水位（1.15 m）は伝達及び避難時間を想定し、既往洪水における最大水位上昇量より算出している。
- ・七種川上流に1時間総雨量が74.2mmを超えると下流水位が危険水位を上回るおそれがある。

3) 特に注意を要する区間

●重要水防箇所

- ・山津波のおそれのある谷筋

【直谷川】 山崎地区、直谷池より上溝、下溝まで

【東大谷川】 福田地区、東大谷より直谷川（上溝）まで

■雲津川破堤・越水氾濫

1) 警戒すべき区間

- ・雲津川上流右岸加治谷地区

2) 雲津川の特徴

- ・雲津川に設置している町量水標におけるはん濫注意水位（1.70 m）は伝達及び避難時間を想定し、既往洪水における最大水位上昇量より算出している。
- ・雲津川上流に1時間総雨量が74.2mmを超えると下流水位が危険水位を上回るおそれがある。

3) 特に注意を要する区間

●危険箇所

- ・雲津川左岸の西田原、巖橋より上流150m
- ・雲津川右岸の西田原、巖橋より上流150m

●重要水防箇所

- ・雲津川右岸の西田原・巖橋から東田原・文珠橋までの600m

留意事項・・・対象とする河川は基本的には福崎町水防計画書に重要水防箇所として記載されている河川等を参考に選定しているが、人的被害を及ぼす危険性が極めて低く、かえって避難行動をとらせることにより、遭難する危険性が高まる河川（谷川・大内川・直谷川・福田水路及び福田川）及び水路（内水氾濫のおそれのある箇所）は除くものとする。また、平田川・西谷川についても同様とする。

図) 警戒すべき区域（水害）

- ・水害に対して警戒すべき区間・箇所の詳細は、福崎町水防計画及び福崎町防災マップ（ハザードマップ）による。

2. 避難すべき区域

避難勧告等の対象となる「避難すべき区域」は表1のとおりであるが、運用にあたっては、次の事項に留意する。

- ・重要な情報については、情報を発表した気象官署、河川管理者等に対して相互に情報交換すること。
- ・「避難すべき区域」は、過去の浸水実績や浸水想定などを踏まえて作成したもので、想定を上回る降雨の発生など不測の事態等も想定されることから、事態の進行・状況に応じた、避難勧告等の発令区域を適切に判断すること。
- ・「避難すべき区域」作成の際に参考とした浸水想定区域図は、一定規模の外力等を想定して作成されており、想定を上回る水害が発生する可能性があることや、細かい地形が反映されていないことに留意すること。

表1) 避難すべき区域

■市川破堤・越水氾濫

避難区域	対象地区	災害の様相
想定浸水深 50cm程度以上	(右岸) 山崎地区,馬田地区,新町地区, 西治地区,高橋地区 (左岸)西野地区,吉田地区,八反 田地区,長目地区	床上浸水
想定浸水深 50cm未満	(右岸) 山崎地区,駅前地区,馬田地区, 新町地区,西治地区 (左岸)井ノ口地区,西野地区, 吉田地区,八反田地区,長目地 区	床下浸水

■七種川破堤・越水氾濫

避難区域	対象地区	災害の様相
想定浸水深 50cm 程度以上	(右岸) 出屋敷地区,新町地区,西治地区 (左岸) 福田地区,駅前地区,馬田地区, 新町地区	床上浸水
想定浸水深 50cm 未満	(右岸) 出屋敷地区,新町地区,西治地区 (左岸) 福田地区,駅前地区,馬田地区, 新町地区	床下浸水

■雲津川破堤・越水氾濫

避難区域	対象地区	災害の様相
想定浸水深 50cm 未満	(右岸) 加治谷地区	床下浸水

図) 避難すべき区域 (水害)

- ・警戒すべき区域 (水害) と同じ。【福崎町防災マップ (ハザードマップ) による】

<留意事項>

- ・浸水深が 50cm を上回る（膝上まで浸水が来ている）場所での避難行動は危険である。
- ・流速が早い場合は、20cm 程度でも歩行不可能である。
- ・用水路等への転落の恐れのある場所では、道路上 10 c m程度でも危険である。
- ・浸水深 50cm 未満の地域については危険が及ぶと判断される場合は、自主避難を呼びかける。
- ・避難が遅れた場合は、自宅の 2 階や近隣の堅固な建物へ避難する等、安全な場所に身をおくこと。

3. 避難勧告等の発令の判断基準

- * 避難勧告等の発令の判断基準は表2) のとおりであるが、この運用にあたっては、次の事項に留意する。
- ・ 重要な情報については、情報を発表した気象官署、河川管理者等と、相互に情報交換すること。
- ・ 想定を超える規模の災害が発生することや、想定外の事象が発生することもあることから、関係機関との情報交換を密に行いつつ、河川の上流部でどのような状態になっているか、暴風域はどのあたりまで接近しているか、近隣で災害が発生していないか等、広域的な状況把握に努めること。
- ・ 堤防の異常等、巡視等により自ら収集する現地情報、レーダ観測でとらえた強い雨の地域、避難行動の難易度（夜間や暴風の中での避難）等、必ずしも数値等で明確にできないものも考慮しつつ、総合的な判断を行うこと。

表2) 判断基準

- * 避難勧告等は、以下の規準により、今後の気象予測や河川巡視等からの報告を含めて総合的に判断して発令する。

■ 市川破堤・越水氾濫

河川名	市川 県量水標（有線テレメーター） 神崎橋地点
対象地区	長目地区, 吉田地区, 八反田地区, 西野地区, 井ノ口地区, 新町地区, 馬田地区, 山崎地区, 駅前地区, 西治地区, 高橋地区
避難準備情報（要 援護者避難）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 雨量が1時間 20.0mm を記録し、更に大雨が予想される場合 ・ 水位観測所の水位がはん濫注意水位（5.0m）に達し、更に水位の上昇が予想される場合 ・ 当町に大雨・洪水警報が発表され、更に大雨が予想される場合
避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水位観測所の水位が避難判断水位（5.2m）に達し、さらに水位の上昇が予想される場合 ・ 破堤、越水の恐れがあると認められた場合
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水位観測所の水位がはん濫危険水位相当（6.0m）に到達した場合 ・ 破堤、越水が発生する危険性が明らかに高まった状況の場合 ・ 人的被害の発生する危険性が明らかに高まった状況の場合

- * 水位の予測は、災害対応総合ネットワークシステム（フェニックス防災シ

システム) の洪水危険情報通報システムの予測水位にて確認する。

* 市川上流にある市川町・神河町・朝来市の降雨状況も確認すること。

■七種川破堤・越水氾濫

河川名	七種川 町量水標 七種川橋地点
対象地区	新町地区,出屋敷地区,馬田地区,駅前地区,福田地区,西治地区
避難準備情報(要 援護者避難)	<ul style="list-style-type: none"> ・雨量が1時間20.0mmを記録し、更に大雨が予想される場合 ・水位観測所の水位がはん濫注意水位(1.15m)に達し、更に水位の上昇が予想される場合 ・当町に大雨・洪水警報が発表され、更に大雨が予想される場合
避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> ・水位観測所の水位が避難判断水位(1.3m)に達し、更に水位の上昇が予想される場合 ・破堤、越水の恐れがあると認められた場合
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> ・人的被害の発生する危険性が明らかに高まった状況の場合

■雲津川破堤・越水氾濫

河川名	雲津川 町量水標 巖橋地点
対象地区	加治谷地区
避難準備情報(要 援護者避難)	<ul style="list-style-type: none"> ・雨量が1時間20.0mmを記録し、更に大雨が予想される場合 ・水位観測所の水位がはん濫注意水位(1.70m)に達し、更に水位の上昇が予想される場合 ・当町に大雨・洪水警報が発表され、更に大雨が予想される場合
避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> ・水位観測所の水位が避難判断水位(2.00m)に達し、更に水位の上昇が予想される場合 ・破堤、越水の恐れがあると認められた場合
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> ・人的被害の発生する危険性が明らかに高まった状況の場合

* 各流域のレーダー雨量は、市町村向け「川の防災情報」にて確認する。

表-3 避難勧告等の判断基準と発令対象地区

・判断基準の主たる要因ごとに避難勧告等を発令する対象地域を以下に示す。

対象地域	水位の上昇		各区間における河川施設の状況（越水・崩壊等）					
	水位観測所		市川右岸 市川町行政界 ～神崎橋	市川右岸 神崎橋 ～中国道	市川右岸 中国道 ～香福橋	市川左岸 月見橋 ～神崎橋	市川左岸 神崎橋 ～中国道	市川左岸 中国道 ～香福橋
	神崎橋 (有線テレ メーター)							
市川右岸	山崎	○	○					
	馬田	○	○					
	駅前	○	○					
	新町	○		○	○			
	西治	○		○	○			
	高橋	○			○			
市川左岸	井ノ口	○				○		
	西野	○				○	○	
	吉田	○						○
	八反田	○						○
	長目	○						○

対象地域		水位の上昇		各区间における河川施設の状況（越水・崩壊等）				
		水位観測所		七種川右岸 長野橋 ～七種川橋	七種川右岸 七種川橋 ～中国道	七種川右岸 中国道 ～市川合流地点	七種川左岸 長野橋 ～七種川橋	七種川左岸 七種川橋 ～市川合流地点
		七種川橋 (目 視)						
七種川右岸	出屋敷	○		○				
	新 町	○			○	○		
	西 治	○				○		
七種川左岸	福 田	○					○	
	駅 前	○					○	
	馬 田	○						○
	新 町	○						○

対象地域		水位の上昇	各区间における河川施設の状況（越水・崩壊等）	
		水位観測所	雲津川右岸 古新池 ～巖橋	雲津川左岸 古新池 ～巖橋
		巖橋 （目視）		
雲津川右岸	加治谷	○	○	

4. 避難勧告等の伝達方法

・避難勧告等の伝達先・伝達方法

避難勧告等の伝達先・伝達方法は次のとおりとする。

なお、情報の伝達は、災害の状況等に応じた最善の方法により行うものとする。

表4) 避難勧告等の伝達先・伝達方法

伝 達 先	伝 達 方 法
(住 民)	
<ul style="list-style-type: none"> ◇住民 ◇区長 ◇自主防災組織代表者 ◇学校、企業 	<ul style="list-style-type: none"> ・防災行政無線（同報系）※サイレン吹鳴（但し、吹鳴は避難勧告以上とする） ・広報車、消防車 ・町ホームページ ・テレビ、ラジオ ・電話 ・お知らせシステム（事前登録者のみ）
(災害時要援護者、福祉関係機関等)	
<ul style="list-style-type: none"> ◇災害時要援護者 ◇町社会福祉協議会 ◇高齢者施設、障害者施設 ◇保育所、幼稚園、幼児園 ◇病院等 	<ul style="list-style-type: none"> ・防災行政無線（同報系） ・広報車、消防車 ・町ホームページ ・電話、F A X ・テレビ、ラジオ ・お知らせシステム
(防災関係機関等)	
<ul style="list-style-type: none"> ◇警察署、消防署、消防団 ◇兵庫県、県下市町 ◇ライフライン事業者（関西電力(株)、西日本電信電話(株)） ◇報道機関（テレビ、ラジオ） ◇公共交通機関（JR 西日本、神姫バス） 	<ul style="list-style-type: none"> ・防災行政無線（同報系） ・広報車、消防車 ・災害対応総合情報ネットワークシステム（フェニックス防災システム） ・町ホームページ ・電話、F A X

伝達先チェックリスト【伝達漏れがないか確認する】

チェック <住民等への伝達>

- 防災行政無線（同報系）
- 広報車・消防車両
- 自主防災組織（自治会）の会長・・・電話（FAX）
- 役場ホームページへの掲載

チェック <災害時要援護者・福祉関係機関及び自主防災組織への伝達>

- 避難支援者（民生委員・児童委員等）・・・電話（FAX）
- 社会福祉協議会・・・電話（FAX）

チェック <防災関係機関への伝達>

- 消防団（本部・分団長）・・・電話、携帯電話メール
- 兵庫県災害対策本部・・・電話、FAX、フェニックス防災システム入力
- 中播磨県民局・・・電話、フェニックス防災システム入力
- 姫路土木事務所（福崎事業所）・・・電話（FAX）
- 姫路市中播消防署・・・電話（FAX）
- 福崎警察署・・・電話（FAX）

チェック <災害時における情報伝達体制によるFAX送信（報道機関等）>

- 朝日放送(株) 報道情報局 ニュースセンター
- 関西テレビ放送(株) 報道局 報道部
- (株)毎日放送 報道局 ニュースセンター
- (株)毎日放送 ラジオ局 報道部
- 読賣テレビ放送(株) 報道局
- 大阪放送(株) 制作報道局 製作報道部
- NHK神戸放送局放送部
- (株)サンテレビジョン 報道部
- (株)ラジオ関西 経営本部、総務部 報道制作部
- (株)Kiss-FM KOBE 編成局 編成部
- 関西インターメディア(株) 編成制作グループ 編成部
- 兵庫県 企画県民部 災害対策課 防災係

<留意事項> 必要に応じ、伝達先を選定し、連絡すること。

(参 考)

表 5) 避難勧告等の標準的な意味合い

* 避難勧告等の標準的な意味合いについては、下表のとおりである。

	発令時の状況	住民に求める行動
避難準備（要援護者避難）情報	<ul style="list-style-type: none">要援護者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況	<ul style="list-style-type: none">要援護者等、特に避難行動に時間を要するものは、計画された避難場所への避難行動を開始（避難支援者は支援行動を開始）上記以外の者は、家族等との連絡、非常持出品の用意等、避難準備を開始
避難勧告	<ul style="list-style-type: none">通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況	<ul style="list-style-type: none">通常の避難行動ができる者は計画された避難所等への避難行動を開始
避難指示	<ul style="list-style-type: none">前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断させた状況人的被害が発生した状況	<ul style="list-style-type: none">避難勧告等の発令後で避難中の住民は、確実な避難行動を直ちに完了未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移り、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動をとる

5. 避難勧告等の伝達内容の例

1) 避難準備情報の伝達文（例）

こちらは、福崎町【災害対策（警戒）本部】です。

○時○分に、○○地区に対して、避難準備情報を発表しました。（発表しています。）

- ①○○川の水位が上昇しており、今後、浸水のおそれがあります。
- ②○○川の水位が上昇しており、今後、越水（溢水）のおそれがあります。
- ③大雨により、今後、土砂災害が発生する恐れがあります。
- ④大雨により、平野部では浸水、山間部では土砂災害のおそれがあります。

お年寄りの方など、避難に時間のかかる方は、避難してください。

避難所は、○○です。

その他の方も避難の準備を始めてください。

2) 避難勧告の伝達文（例）

【※防災行政無線での伝達の場合、伝達に先立ち、サイレンを吹鳴すること】

こちらは、福崎町【災害対策（警戒）本部】です。

○時○分に、○○地区に対して、避難勧告を発表しました。（発表しています。）

- ①○○川の水位が上昇しており、浸水のおそれがあります。
- ②○○川の水位が上昇しており、越水（溢水）のおそれがあります。
- ③大雨により、今後、土砂災害が発生する危険が高まってきました。
- ④大雨により、平野部では浸水、山間部では土砂災害のおそれが高まってきました。

避難してください。

避難所は、○○です。

（なお、浸水により××道路は通行できません。△△の方へ迂回して避難してください。）

3) 避難指示の伝達文（例）

【※防災行政無線での伝達の場合、伝達に先立ち、サイレンを吹鳴すること】

こちらは、福崎町【災害対策（警戒）本部】です。

○時○分に、○○地区に対して、避難指示を發表しました。（發表しています。）

- ①○○川の水位が上昇しており、床上浸水（堤防の決壊）のおそれがあります。
- ②○○川が破堤（越水、溢水）しました。
- ③近くで土砂災害が発生しており、非常に危険な状況です。
- ④大雨により、平野部では浸水、山間部では土砂災害が発生しており、非常に危険な状況です。

直ちに避難してください。

避難所は、○○です。

（なお、浸水により××道路は通行できません。△△の方へ迂回して避難してください。）

第Ⅱ編 土砂災害

土砂災害とは、土石流（山腹が崩壊して生じた土石等又は溪流の土石等が水と一体となって流下する自然現象）、急傾斜地の崩壊（傾斜のある土地が崩落する自然現象）、又は地すべり（土地の一部が地下水等に起因して滑る自然現象）を発生原因として住民の生命又は身体に生ずる被害をいう。

1. 対象とする災害及び警戒すべき箇所

福崎町においては、土石流及び急傾斜地の崩壊による土砂災害に対して警戒する必要がある、原因となる自然現象とその被害が影響する区間・箇所等の範囲については、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（以下「土砂災害防止法」という）に基づく土砂災害警戒区域等の指定がされている。

1) 土砂災害の発生する恐れのある溪流や斜面の数（土砂災害危険箇所の数）

- ・土砂災害警戒区域（土石流） 31 箇所
- ・土砂災害警戒区域（がけ崩れ） 61 箇所

2) 土砂災害のおそれのある警戒すべき箇所の分布

- ・町の北西部、西部、東部には、土石流危険溪流及び急傾斜地崩壊危険箇所が多く点在している。

図) 警戒すべき区域（土砂災害）

- ・土砂災害に対して警戒すべき箇所の詳細は、福崎町防災マップ（ハザードマップ）による。

2. 避難すべき区域

避難勧告の対象となる「避難すべき区域」は表6)のとおりであるが、運用にあたっては、次の事項に留意する。

- ・重要な情報については、情報を発表した気象官署、砂防関係機関等との間で相互に情報交換すること。
- ・「避難すべき区域」は、過去の被害の実績や被害想定などを踏まえて特定したもので、自然現象のため不測の事態等も想定されることから、事態の進行・状況に応じた、避難勧告等の発令区域を適切に判断すること。
- ・「避難すべき区域」を特定する際に参考とした土砂災害警戒区域図等は、一定規模の外力等を想定して作成されており、想定を上回る災害が発生する可能性があることと、平均的な地盤高等を用いて計算されており、細かい地形が反映されていないことに留意すること。

表6) 避難すべき区域

対 象 地 区	災害の様相
(田原小学校区) 加治谷地区, 亀坪地区, (八千種小学校区) 余田地区 (福崎小学校区) 山崎地区, 福田地区, 西谷地区 (高岡小学校区) 田口地区, 板坂地区, 桜地区	土石流
(田原小学校区) 井ノ口地区, 北野地区, 加治谷地区, 亀坪地区, (八千種小学校区) 南大貫地区, 東大貫地区, 西大貫地区, 余田地区, 庄地区, 鍛冶屋地区 (福崎小学校区) 山崎地区, 西谷地区, 西治地区, 高橋 地区 (高岡小学校区) 田口地区, 板坂地区, 桜地区	がけ崩れ

図) 避難すべき区域 (土砂災害)

- ・警戒すべき区域 (土砂災害) と同じ。【福崎町防災マップ (ハザードマップ) による】

<留意事項>

- ・避難所へ避難する際は、他の土砂災害危険区域内の通過は避けること。土石流に関しては溪流に直角方向にできるだけ溪流から離れること。溪流を渡って対岸に避難することは避けること。
- ・避難所への避難が困難な場合には、生命を守る最低限の行動として、周囲の建物より比較的高い建物 (鉄筋コンクリート等の堅固な構造物) の 2 階以上 (斜面と反対側の部屋) に避難することを心がけること。

3. 避難勧告等の発令の判断基準

避難勧告等の発令の判断基準は表7) のとおりであるが、この運用にあたっては、次の事項に留意する。

- ・重要な情報については、情報を発表した気象官署、砂防関係機関等との間で相互に情報交換すること。
 - ・避難勧告等を発令する区域を特定する際には、土砂災害警戒情報に係る5kmメッシュ毎の危険度判定等にも留意のこと。
 - ・想定を超える規模の災害が発生することや、想定外の事象が発生することもあることから、関係機関との情報交換を密に行いつつ、暴風域はどのあたりまで接近しているか、近隣で災害や前兆現象が発生していないか等、広域的な状況把握に努めること。
 - ・土砂災害の前兆現象等、巡視等により自ら収集する現地情報、レーダ観測でとらえた強い雨の地域、避難行動の難易度（夜間や暴風の中での避難）等、必ずしも数値等で明確にできないものも考慮しつつ、総合的な判断を行うこと。
- * 避難勧告等は、以下の基準を参考に、今後の気象予想や土砂災害危険箇所の巡視等からの報告を含めて総合的に判断して発令する。

表7) 避難勧告等の発令判断基準

対象地区	・避難すべき区域の全部
避難準備（要援護者避難）情報	・土砂災害警戒情報が発表された場合 ・近隣で前兆現象（流水の異常な濁り、斜面からの湧水の増加）が発見された場合
避難勧告	・近隣で前兆現象（溪流付近で斜面崩落、斜面のはらみ、擁壁・道路等にクラック発生）が発見された場合 ・土砂災害警戒情報が発表され、引き続き降雨が見込まれる場合
避難指示	・近隣で土砂災害が発生した場合 ・近隣で土砂移動現象、前兆現象（地鳴り・山鳴り、流木の流出、斜面の亀裂等）の発見された場合 ・人的被害の発生する危険性が明らかに高まった状況の場合

4. 避難勧告等の伝達方法

第I編水害の4. を参照

5. 避難勧告等の伝達内容の例

第I編水害の5. を参照